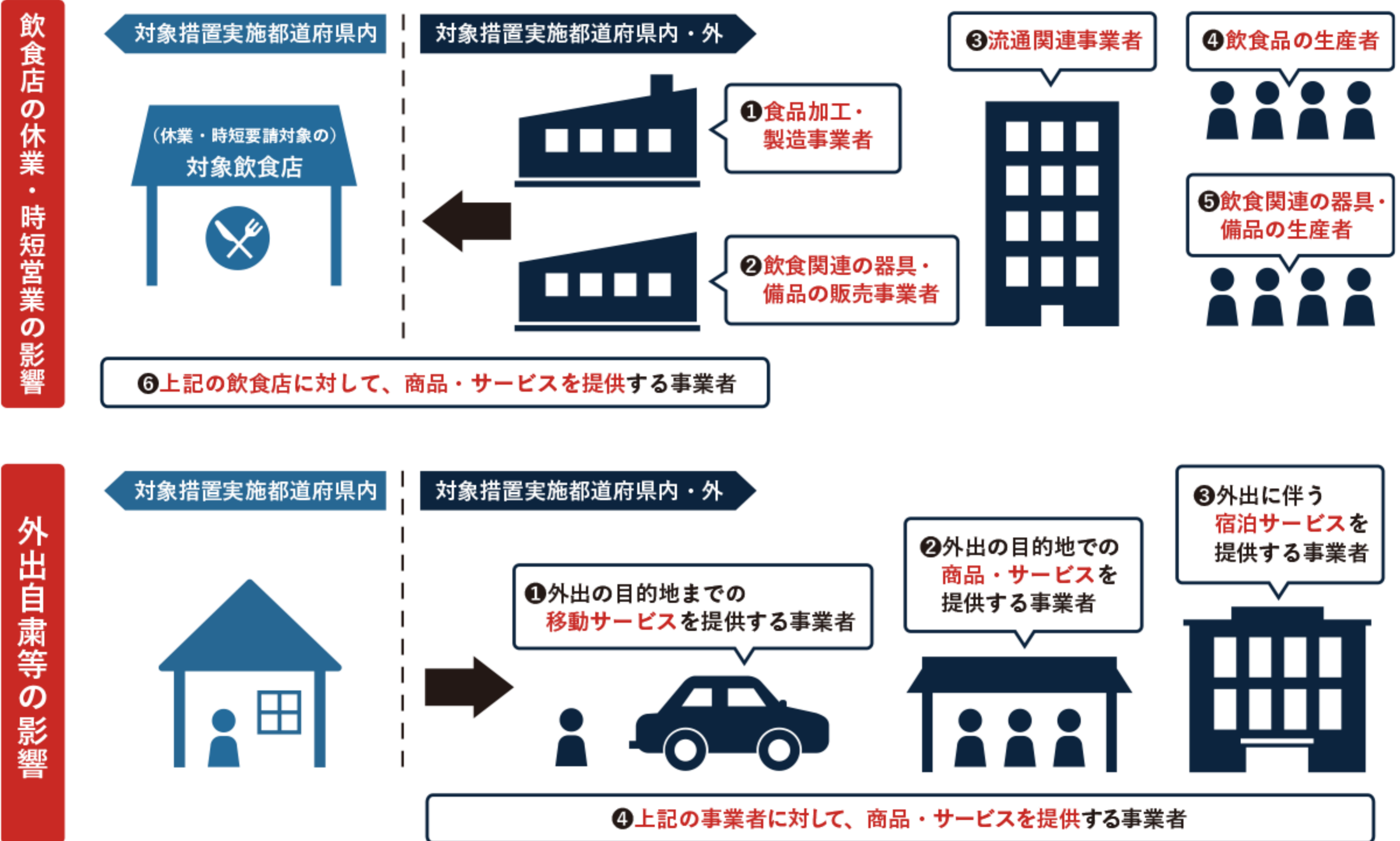


給付対象

給付要件を満たす事業者は、**業種／地域を問わず給付対象**となり得ます。



※対象措置は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を指します。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

1 日常的に訪れるお店

アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者

学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者

病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者

スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者

ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある
全国の事業者

(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません



- 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



- (対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



- (対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



- 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。